

①

## 保育の必要性の認定申請書(兼)教育・保育施設入所申込書(新規)

施設  
受付

下記の同意事項に同意のうえ、次のとおり、施設型給付の支給認定申請及び教育・保育施設への入所を申し込みます。

- 1 市が、保育の必要性の認定、教育・保育施設利用及び利用者負担額(保育料)決定に必要な家族の状況及び市民税の情報など(同一世帯・同住所の者に係るもの及び呉市の他の部署に提出したものを含む。)を閲覧または調査し、内容を希望施設に提供すること。  
(※書類の提出がない場合、マイナンバーにより調査を行うが、保育料算定時等で不利になる場合があること。)
- 2 認定に必要な書類を市から請求されたときは、指定期日までに提出すること。
- 3 利用者負担額(保育料)算定のために必要な書類が調わず、利用者負担額が決定できないときは、市が定める暫定額(最高額の保育料)で決定すること。
- 4 食材料費(副食費)免除対象者確認のために必要な書類が調わず、食材料費免除の決定ができないときは、免除は行わないこと。
- 5 4月1日新規入所の場合、支給認定証の交付が2月又は3月になること。
- 6 教育・保育給付認定の区分に変更があったときは、当該変更があった日の属する月の翌月(月の初日に変更となった場合はその月)からの利用者負担額を変更すること。
- 7 市が行う入所承諾及び利用者負担額(保育料)決定の期間の開始日は月の初日(1日)、終了日は月の末日を原則とすること。
- 8 この申請書等に記載した事項に変更があるときは、保育の必要性の認定変更申請書及び必要書類を変更の生じた月の末日までに提出すること。
- 9 認定事項及び利用者負担額(保育料)等を、利用する施設に提示すること。
- 10 市が行う保育所等の入所不承諾通知書の発行については、入所希望月の前月10日までに書類を揃えて申請されたものに限る。
- 11 保護者の市民税額が変更となった場合、保育料については当該年度のみ遡って更正すること。
- 12 保育の必要性を認定した後、何らかの瑕疵により、認定を遡及して取り消した場合、保育料について実費負担とすること。
- 13 提出期限までに提出された書類で利用調整を行うこと。また、保育認定に係る書類の提出がない場合、入所ができないことがあること。

申請日 令和 年 月 日 申込者名 児童との続柄  
(保護者・納付義務者) ( )

〒

住所 呉市

## ①申込み児童及び保護者について

申込み児童	(ふりがな) 氏名		生年月日		性別 男・女	年齢	
	( )		平成 令和	年 月 日		令和6.4.1現在	入所月1日現在
	マイナンバー						
	住所	〒 呉市	<input type="checkbox"/> 保護者・納付義務者と同じ				

## 住民票の異動状況

令和5.1.1の 住所	父	・呉市	・その他 ( )
	母	・呉市	・その他 ( )
令和6.1.1の 住所	父	・呉市	・その他 ( )
	母	・呉市	・その他 ( )
連絡先 【電話番号】	[ 父・母・ ]		[ 父・母・ ]

## ②利用を希望する施設、利用期間など

※クラス年齢とは、R6.4.1時点の年齢のことをいいます。

ただし、入所希望月に既に3歳になった児童は満3歳クラス(1号)を利用できます。

クラス年齢別 認定区分 保育必要量	(満)3歳～5歳児	<input type="checkbox"/> 1号認定【幼稚園部分の利用】	<input type="checkbox"/> 教育標準時間			
	0歳～5歳児	<input type="checkbox"/> 2・3号認定 【保育所(園)部分の利用】	<input type="checkbox"/> 標準時間(11時間保育) <input type="checkbox"/> 短時間(8時間保育)			
利用希望施設	第1希望		第4希望			
	第2希望		第5希望			
	第3希望		第6希望			
	<input type="checkbox"/> 希望施設が利用できない場合は取り下げる <input type="checkbox"/> 希望施設以外も利用を希望する					
利用を希望する 期間	令和 年 月 1 日から		<input type="checkbox"/> 小学校就学前まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 末日まで			
同時 申込み児童 及び 在所(園)児	氏名	令和6.4.1 現在の年齢	氏名	令和6.4.1 現在の年齢	氏名	令和6.4.1 現在の年齢
		歳		歳		歳
	入所(予定)施設名		入所(予定)施設名		入所(予定)施設名	

